

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和4年7月6日(2022.7.6)

【公開番号】特開2021-31900(P2021-31900A)

【公開日】令和3年3月1日(2021.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2021-011

【出願番号】特願2019-151108(P2019-151108)

【国際特許分類】

E 04 G 21/18 (2006.01)

10

【F I】

E 04 G 21/18 C

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月28日(2022.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【0059】

図12に示されるように、ナット45は、第1傾斜面摺動部材20および第2傾斜面摺動部材30が貫通孔4に挿入された後に、第2基端部32に取り付けられるとともに雄ネジ部322に螺合される。ナット45は、図12に示されるように、第2傾斜面摺動部材30側の面の外周縁が、スライスプレート6の外側面62に当接する。また、複数の貫通孔4の位置合わせがされた後に、ナット45は第2基端部32から取り外される。ナット45が取り外された後に、第1傾斜面摺動部材20および第2傾斜面摺動部材30が複数の貫通孔4から引き抜かれる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

上述したように、幾つかの実施形態では、上述した第2傾斜面摺動部材30は、例えば図11、12に示されるように、第1傾斜面摺動部材20および第2傾斜面摺動部材30が貫通孔4に挿入されている状態において、第2傾斜面摺動部材30の基端側に設けられ、構成部材3の貫通孔4が形成された面(外側面62)に当接する上述したストッパ部材43を有している。

【手続補正3】

40

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

上記の構成によれば、ストッパ部材43が構成部材3の貫通孔4が形成された面(外側面62)に当接した状態で、第1傾斜面摺動部材20を引っ張ると、第2傾斜面摺動部材30は基端側に設けられたストッパ部材43により引張方向への移動が制限されるため、仮にストッパ部材43が第2傾斜面摺動部材30の基端側に設けられていない場合に比べて、第1傾斜面摺動部材20の第1傾斜面23および第2傾斜面摺動部材30の第2傾斜面

50

3 3 に引張力 F を大きく作用させることができる。第 1 傾斜面 2 3 および第 2 傾斜面 3 3 に作用する力が大きいと、第 1 傾斜面摺動部材 2 0 および第 2 傾斜面摺動部材 3 0 が他方の傾斜面（第 1 傾斜面 2 3 、第 2 傾斜面 3 3 ）に沿って円滑に摺動するとともに、構成部材 3 を円滑に動かすことができるので、貫通孔位置合わせ治具 1 による複数の貫通孔 4 の位置合わせの作業効率を向上させることができる。

10

20

30

40

50